**平成２３年（フ）第１１１３号**
愛知県あま市新居屋鶴田14番地　斉藤コーポ205号
債務者　山田　正彦
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１１５４号**
愛知県小牧市藤島町中島30番地　リンデン藤島205号
債務者　山﨑めぐみ（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１号**
京都府南丹市八木町八木東所63番地３
債務者　谷口　弘子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２３年（フ）第２９号**
京都府亀岡市畑野町広野権現３番地48
債務者　富井　朋治
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２２年（フ）第３８５号**
岡山県倉敷市北畝５丁目23番29号　プレジール純Ｂ棟101
債務者　上野　　仁
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第３９２号**
岡山県倉敷市北畝５丁目23番29号　プレジール純Ｂ棟101
債務者　上野ナチ子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第６３号**
岡山県倉敷市中帯江76番地６
債務者　小原　　徹
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第６４号**
岡山県倉敷市中帯江76番地６
債務者　小原　峰子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第６５号**
岡山県倉敷市中帯江76番地６
債務者　小原　正明
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第７６号**
岡山県倉敷市徳芳79番地１　市営徳芳Ｂ住宅４号
債務者　関元　朗永
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第１１９号**
岡山県総社市久代5122番地１
債務者　多賀かおり
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第６８３号**
北海道恵庭市島松寿町２丁目21番地の１　市営住宅２－Ａ－402号
債務者　加藤　昌子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７９６号**
札幌市厚別区厚別南３丁目１番６－201号
債務者　佐々木諭志
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８２０号**
北海道石狩市花川南２条３丁目15番地　シャーメゾングランディー101号
債務者　尾崎　優子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８５４号**
札幌市東区北33条東６丁目２番26号　サンタウンビルＡ101号、申立時の住所札幌市東区北23条東３丁目５番12号
債務者　三田　雅子（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８６６号**
北海道江別市野幌美幸町31番地の３
債務者　宮下　久子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９１６号**
札幌市北区新琴似11条６丁目４番８号
債務者　福田　孝子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部